

平成30年度高等学校等就学支援金制度のお知らせ

岐阜県教育委員会

1 制度の趣旨

高等学校授業料に充てる就学支援金を支給することにより、高等学校等教育に係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

2 受給要件（対象者）

公立高等学校に在学する生徒のうち、平成26年4月以降に入学する生徒

ただし、以下の方は受給対象となりません。

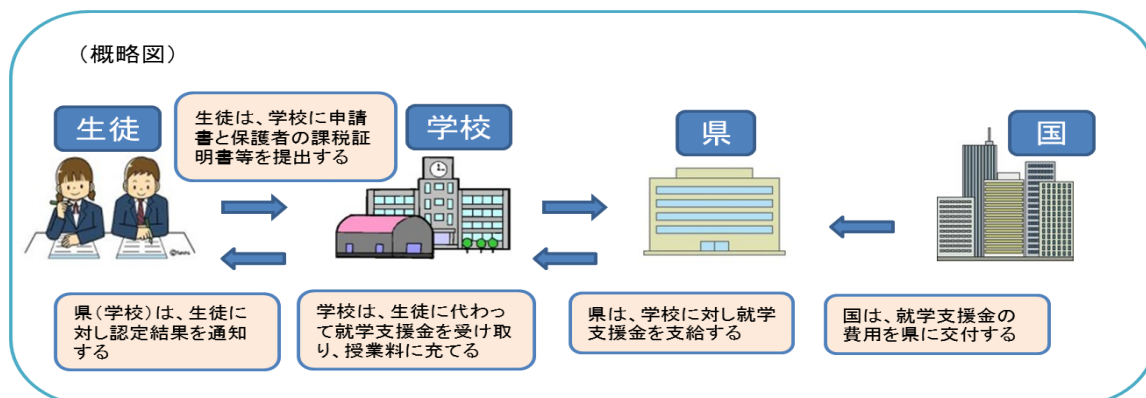
- ・国公立を問わず高等学校等を卒業・修了している生徒
- ・高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制課程48月）を超える生徒
- ・保護者等の市町村民税所得割額が**30万4,200円以上**である生徒
（収入での目安は、標準世帯で年収約910万円以上になります）
- ・専攻科及び別科に在学している生徒、科目履修生、聴講生

3 支給額

就学支援金は、授業料相当額が在籍した月数に応じ、支給されます。

【課程】	【支給月額（=授業料月額）】	【支給年額】
全日制	9,900円	118,800円
定時制	2,700円	32,400円

※支給年額は、生徒が1年間（12ヶ月）通して学校に在籍した場合の支給される金額



4 支給方法

就学支援金は、学校が生徒本人に代わって国から受け取り、**授業料と相殺して充当します。本人又は保護者が、直接受け取るものではありません。**

5 必要な手続き

支給を受けるには、申請書を提出し、受給資格の認定を受ける必要があります。次の書類を学校が指定する日までに在学する学校に提出してください。

（1）申請等の時期

1年生は、年2回の申請が必要となります。

【1回目】4月 【2回目】6月（手続きは、改めて通知します。）

(2) 提出書類（4月申請時）

(ア) 就学支援金受給資格認定申請書

(イ) 平成 29 年度市町村民税の所得割額が確認できる書類のいずれか（コピーも可）

- ・「**所得・課税証明書**」（市町村役場、出張所で発行）※所得証明書は不可。
- ・「**特別徴収税額の決定・変更通知書**」（勤務先を通じて6月頃配布）
- ・「**税額決定・納税通知書**」（自営業の場合に市町村から送付）
- ・「**生活保護受給証明書**」（平成 30 年 1 月 1 日現在、受給していることが確認できるもの）

【注意事項】

- ・コピーの場合、年度・氏名・市町村民税の所得割額が鮮明に分かるように注意してください。
- ・親権者の市町村民税所得割が 29 万円未満で、かつ、配偶者が**控除対象配偶者**である場合、配偶者の証明書等を省略することができます。
ただし、「**配偶者特別控除**」対象者である配偶者の場合は省略できません。

※『保護者等』・・・原則、親権者（両親） ただし、親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に「保護者等」に該当します。

※ 親権者の一方が平成 29 年 1 月 1 日現在海外にいて課税証明書が発行されない場合は、日本に在住する親権者のみ課税証明書等を提出してください。

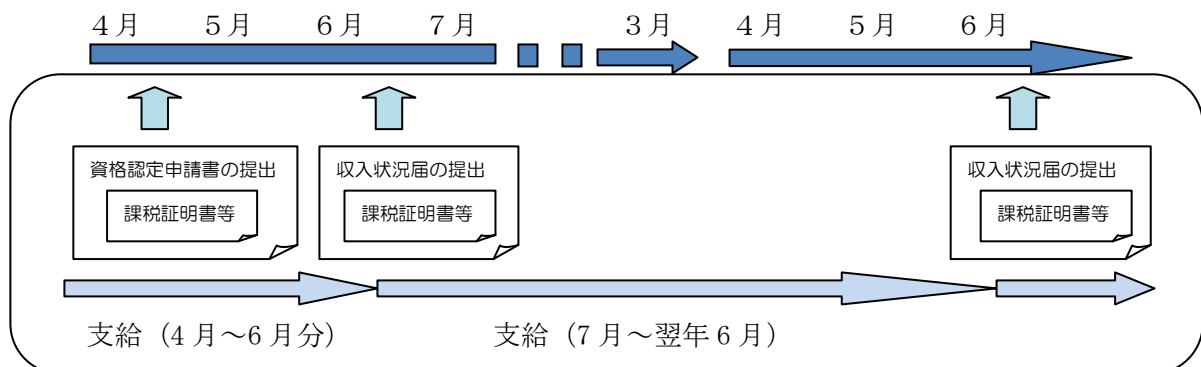
※ 父母の離婚等により親権者が一人の場合は、原則、その親権者の課税証明書等を提出してください。

※ 親権者がいない場合は、生計を主として維持している者の課税証明書等と生徒本人の健康保険証等の写しを提出してください。

(3) 手続きの流れ

- 4月 学校に、受給資格認定申請書などを提出します
- 6月初旬 県より学校を通じて受給資格認定結果通知書が送付されます

(4) 年間の手続き



6 留意事項

- ・生徒本人が過去に就学支援金を受給したことがある場合は、「受給資格消滅通知書」を添付してください。
- ・平成 30 年 7 月分から受給要件（対象者）が変更になる場合があります。

Q & A

Q 1 就学支援金の申請手続きをしないとどうなりますか？

A 1 授業料を納めていただくこととなります。「辞退届出」を提出された場合も授業料を納めていただくこととなります。

Q 2 平成 28 年の税の申告を行っていないため、平成 29 年度の所得・課税証明書が添付できないときはどうなりますか？

A 2 平成 28 年の税の申告を行っていない場合は、就学支援金の申請ができません。申告後、所得・課税証明書が発行されるようになったら、証明書を添付し申請してください。学校の提出締切日までに証明書を添付した申請書を提出しないと、翌月からの支給となることがあります。

Q 3 就学支援金は授業料以外も対象になるのですか？

A 3 授業料が対象であり、入学金、学校諸費等の経費は対象となりません。

Q 4 就学支援金の支給の対象になるかどうかはどのように判断するのですか？

A 4 親権者（両親の場合は、その合算額）の市町村民税所得割額により判断します。祖父母と一緒に暮らしていても親権者でない場合は、祖父母の市町村民税所得割額は算入されません。

Q 5 就学支援金受給資格の認定後、必要な手続きはありますか？

A 5 在学中、毎年 6 月に「収入状況届出書」と「市町村民税所得割額が確認できる書類」を提出する必要があります。

Q 6 就学支援金の支給期間は、いつまでですか？

A 6 高等学校の標準的な修業年限とされる 3 6 ヶ月、定時制及び通信制課程に在学の場合は 4 8 ヶ月まで支給されます。支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由の消滅（受給限度期間の終了、退学、転学等）した月に終了します。

Q 7 休学する場合は、何か手続きが必要ですか？

A 7 支給停止の届出を学校に提出する必要があります。また、復学をする場合にも、支給再開の届出に収入状況届を添付し提出する必要があります。支給停止・支給再開の届出があった翌月分から就学支援金の支給停止・再開となります。支給停止の届出がなく休学した場合、3 6 ヶ月の支給期間は、経過していくこととなりますが、就学支援金は支給されません。

Q 8 申請書を提出後、婚姻またはその解消など、保護者に変更があった場合は、何か手続きが必要ですか？

A 8 変更があった保護者の課税証明書等を添付した収入状況届出書の提出が必要となります。その際は、各高等学校の窓口にお申し出ください。